

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第16（第33条、第35条関係）				別表第16（第33条、第35条関係）			
土壌の基準値及び測定方法				土壌の基準値及び測定方法			
番号	健康有害物の種類	基準値	測定方法	番号	健康有害物の種類	基準値	測定方法
[略]				[略]			
2	[略]		日本工業規格K0102の38・1・2及び38・2に定める方法又は日本工業規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法	2	[略]		日本工業規格K0102の38に定める方法（日本工業規格K0102の38・1・1に定める方法を除く。）
[略]				[略]			
5	[略]		日本工業規格K0102の65・2に定める方法	5	[略]		日本工業規格K0102の65・2に定める方法（ただし、日本工業規格K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
[略]				[略]			
8	アルキル水銀	[略]		8	アルキル水銀化合物	[略]	
[略]				[略]			
24	[略]		日本工業規格K0102の67・2又は67・3に定める方法	24	[略]		日本工業規格K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
25	ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつき	日本工業規格K0102の34・1に定める方法又	25	ほう素及びその化合物	検液1リットルにつき	日本工業規格K0102の47・1、47・3又は47

		0.8ミリグラム	は水質汚濁に係る環境基準について付表6に掲げる方法
26	ほう素及びその化合物	検液1リットルにつき1ミリグラム	日本工業規格K0102の47・1若しくは47・3に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法

備考1 [略]

2 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物の検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき0.01ミリグラム、0.01ミリグラム、0.05ミリグラム、0.01ミリグラム、0.0005ミリグラム、0.01ミリグラム、0.8ミリグラム及び1ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液1リットルにつき0.03ミリグラム、0.03ミリグラム、

		1ミリグラム	・4に定める方法
26	ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつき0.8ミリグラム	日本工業規格K0102の34・1若しくは34・4に定める方法又は日本工業規格K0102の34・1c) (注 ⁽⁶⁾ 第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び水質汚濁に係る環境基準について付表6に掲げる方法
27	塩化ビニルモノマー	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
28	1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法

備考1 [略]

2 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物の検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき0.01ミリグラム、0.01ミリグラム、0.05ミリグラム、0.01ミリグラム、0.0005ミリグラム、0.01ミリグラム、1ミリグラム及び0.8ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液1リットルにつき0.03ミリグラム、0.03ミリグラム、

0.15ミリグラム、0.03ミリグラム、0.0015ミリグラム、0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。

3・4 [略]

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル並びにセレン及びその化合物については、次の方法による。

(1)～(5) [略]

- 2 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン及びベンゼンについては、次の方法による。

(1)～(5) [略]

[略]

3 [略]

- 4 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物については、次の方法による。

(1)～(5) [略]

別表第17 (第33条、第35条関係)

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	[略]		日本工業規格K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法 (<u>準備操作にあつては、日本工業規格K0102の55に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表8に掲げる方法</u>)
2	[略]		日本工業規格K0102の38・1・2及び38・2に定める方法又は日本

0.15ミリグラム、0.03ミリグラム、0.0015ミリグラム、0.03ミリグラム、3ミリグラム及び2.4ミリグラムとする。

3・4 [略]

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル並びにセレン及びその化合物については、次の方法による。

(1)～(5) [略]

- 2 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンについては、次の方法による。

(1)～(5) [略]

[略]

3 [略]

- 4 ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物については、次の方法による。

(1)～(5) [略]

別表第17 (第33条、第35条関係)

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	[略]		日本工業規格K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
2	[略]		日本工業規格K0102の38・1・2及び38・2に定める方法、 <u>日本工</u>

		工業規格 K 0102 の 38 ・ 1 ・ 2 及び 38 ・ 3 に定める方法
[略]		
4	[略]	日本工業規格 K 0102 の 65 ・ 2 に定める方法
[略]		
24	[略]	日本工業規格 K 0102 の 47 ・ 1 若しくは 47 ・ 3 に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表 7 に掲げる方法
25	[略]	日本工業規格 K 0102 の 34 ・ 1 に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表 6 に掲げる方法

		業規格 K 0102 の 38 ・ 1 ・ 2 及び 38 ・ 3 に定める方法又は日本工業規格 K 0102 の 38 ・ 1 ・ 2 及び 38 ・ 5 に定める方法
[略]		
4	[略]	日本工業規格 K 0102 の 65 ・ 2 に定める方法 (ただし、日本工業規格 K 0102 の 65 ・ 2 ・ 6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格 K 0170 - 7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
[略]		
24	[略]	日本工業規格 K 0102 の 47 ・ 1、47 ・ 3 又は 47 ・ 4 に定める方法
25	[略]	日本工業規格 K 0102 の 34 ・ 1 若しくは 34 ・ 4 に定める方法又は日本工業規格 K 0102 の 34 ・ 1 c) (注 ⁽⁶⁾ 第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び水質汚濁に係る環境基準について付表 6 に掲げる方法

26	[略]	亜硝酸化合物にあつては日本工業規格K0102の43・1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあつては日本工業規格K0102の43・2・1、43・2・3 <u>又は</u> 43・2・5に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法
27	[略]	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（ <u>平成9年環境庁告示第10号</u> ）付表に掲げる方法
[略]		

26	[略]	亜硝酸化合物にあつては日本工業規格K0102の43・1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあつては日本工業規格K0102の43・2・1、43・2・3 <u>、</u> 43・2・5 <u>又は</u> 43・2・6に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法
27	[略]	地下水の水質汚濁に係る環境基準について付表に掲げる方法
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。